

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇佐市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県宇佐市長

公表日

令和5年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び法令に基づく条例による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 被保険者の保険医療機関等に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑦ オンライン資格確認に関する事務 ⑧ 療養給付費等の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務
③システムの名称	国民健康保険市町村事務処理標準システム Acrocity行政基本 MICJET番号連携サーバ(統合宛名管理) 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等システム オンライン資格確認等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険情報ファイル(2)国民健康保険給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表第一の16及び30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条及び第24条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第8号及び別表第二 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、93、106、109、120の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第8号及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項)</p> <p>2. 別表第二主務省令第25条、25条の2</p> <p>【オンライン資格確認の業務】</p> <p>1. 番号法附則第6条第4項</p> <p>2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部 健康課
②所属長の役職名	健康課長

6. 他の評価実施機関**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	総務部総務課行政係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8101 mail:soumu04@city.usa.lg.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉保健部健康課国保・高齢者医療係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8135 mail:kokuh005@city.usa.lg.jp
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康課	福祉保健部 健康課	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び法令に基づく条例による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 被保険者の保険医療機関等に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務	国民健康保険法及び法令に基づく条例による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 被保険者の保険医療機関等に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑦ オンライン資格確認に関する事務	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバー 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバー 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等システム オンライン資格確認等システム	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項別表第一の16及び30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項別表第一の16及び30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条及び第24条	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)。以下「別表第二主務省令」という。 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項) 2. 別表第二主務省令第25条、25条の2 【オンライン資格確認の業務】 1. 番号法附則第6条第4項 2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、93、106、109、120の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)。以下「別表第二主務省令」という。 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項) 2. 別表第二主務省令第25条、25条の2 【オンライン資格確認の業務】 1. 番号法附則第6条第4項 2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8101 mail:soumu04@city.usa.oita.jp	総務部総務課行政係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8101 mail:soumu04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉保健部健康課国保・高齢者医療係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8135 mail:kokuh005@city.usa.oita.jp	福祉保健部健康課国保・高齢者医療係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8135 mail:kokuh005@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び法令に基づく条例による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 被保険者の保険医療機関等に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑦ オンライン資格確認に関する事務	国民健康保険法及び法令に基づく条例による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 被保険者の保険医療機関等に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑦ オンライン資格確認に関する事務 ⑧ 療養給付費等の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務	事後	
令和5年5月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバー 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等システム オンライン資格確認等システム	国民健康保険市町村事務処理標準システム Acrocity行政基本 MICJET番号連携サーバー(統合宛名管理) 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等システム オンライン資格確認等システム	事後	
令和5年5月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険情報ファイル	(1)国民健康保険情報ファイル (2)国民健康保険給付情報ファイル	事後	
令和5年5月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項別表第一の16及び30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条及び第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項別表第一の16及び30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条及び第24条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和5年5月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年5月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年11月1日 時点	事後	